

経営者の明日を後押しする

経営マガジン



2017
3月号

P.01 [経営TOPICS]

トランプ大統領誕生で日本経済はどうなる？

P.02 [税務・会計ラウンジ]

“本店”とは別の自治体に
“事業所”を開設する場合には、
「地方税」にご用心

P.03 [労務ワンポイントコラム]

45.5%の企業が「必要」と回答
外国人労働者の雇用は、
今後増えていく!?

P.04 [データで見る経営]

「酉年法人」はいろいろな意味で希少価値!

P.05 [経営なんでもQ&A]

「安全衛生推進者」「衛生推進者」とは
どんな仕事をするの？

P.06 [経営トラブル110番]

賞与支給日を延期したら、
直前に退職した社員から「賞与を支払って」と
請求が来た!

P.07 [ブックレビュー]

『これ1冊で安心!』
あなたの相続・贈与で節税できる本』
[経営者のための健康小心]
オフィスの花粉症対策は全社的に!

問い合わせ：永井孝幸税理士事務所

住所：岐阜県各務原市那加桐野外二ヶ所大字

入会地6番地4 エステイタスKN-6 101号

フリーダイヤル 0120-016-555

TEL：058-380-6336

トランプ大統領誕生で日本経済は どうなる？

2017年1月20日、ドナルド・トランプ氏が米国大統領に就任しました。トランプ新政権が、米国経済はもちろん、日本経済にどんな影響を及ぼすのか、気がかりなところです。いろいろな意見が挙がっていますが、多くの専門家が「不確実性が高い」と指摘し、見通しが不透明なのが現状です。日本の中小企業は、この先どのように立ち回っていけばよいのでしょうか？

トランプ大統領就任により 日本経済はどう動く？

まず、トランプ氏は、米国がTPP(環太平洋パートナーシップ協定)から離脱する旨を表明しました。これによって、自動車、繊維、機械などの輸出企業の価格競争力が低下する可能性があります。一方、TPPの頓挫によって、安価な米穀や食肉、乳製品の輸入は増えず、日本のコメ農家や畜産農家にとってはプラスになるという見方ができます。

為替政策に関しては、トランプ氏はドル高に警戒感を示し、円安を非難しています。その影響で円高が進行すれば、日本はどうなるか。輸入品の価格が下がり、石油、外食、日用品、電力、ガスといった品目に関しては値下げの可能性があるでしょう。一方、輸出企業は価格競争力が低下し、自動車、鉄鋼、電子部品といった、輸出主体で利益を上げている業界にマイナスの影響が出るかもしれません。

また、トランプ氏は中国やメキシコ製の製品に高関税をかけると発言しています。発言通りに高関税がかけられれば、両国で生産して、米国に輸出している企業は打撃を受ける可能性があります。しかし、トランプ氏は中国に対して強硬な姿勢を示していることから、日本企業の中国ビジネスには向かい風が吹くかもしれません。

プラスの面にも 目を向けることが大切

帝国データバンクの「2017年の景気見通しに対する企業の意識調査」によると、「2017年の景気に悪影響を及ぼす懸念材料」のトップとして「米国経済」が41.8%を占めました。トランプ氏が打ち出す経済政策による影響を懸念する日本企業が急増していることが読み取れます。

しかし、現時点ではどうなるかわかりません。例えば、トランプ氏はビジネスマン出身なので、日本政府の交渉次第では、日本にもメリットがある関係を構築できる可能性も十分に残されています。デメリットばかりとは言い切れない部分もあるでしょう。

前述の通り、デメリットを受ける企業もあれば、メリットを受ける業界もあります。単純に悲観的材料ばかりが並ぶとは考えられず、プラスの面にも目を向けてみると新たなビジネスチャンスを見つけられるかもしれません。



“本店”とは別の自治体に “事業所”を開設する場合には、 「地方税」にご用心

会社を設立する際、本店とは別の場所に事業所を構えるケースは珍しくありません。ただし、本店と事業所が異なる自治体の場合、法人住民税の扱いが異なってしまうことがあるので、注意が必要です。

「事業所」とみなされる条件とは？

法人に関する税金は、次の3つに大別できます。

- (1) 法人税
- (2) 法人都道府県民税および法人事業税
- (3) 法人市町村民税

(1)の法人税は国税であり、日本の国は1つなので、本店所在地に申告すれば大丈夫です。一方、(2)(3)は地方税ですので、複数の事務所や事業所などがあれば、それぞれの地方団体に申告する必要があります(この場合の法人を「分割法人」といいます)。

ここで重要なのは、事業所として実態を成しているか否かになります。税務上、「**事業所等**」として**みなされるか否かには、以下のポイントがあります。**

●自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、**事業の必要から設けられた人的および物的設備であり、設備に人が常駐して製造・事務等の業務に従事しているもの**を指します。人的設備または物的施設の一方のみ有する場合は事業所等に該当しません。

●**従業員の宿泊、監視などの内部的、便宜的な目的のみに供されるものは、事業所等に含まれません。**例えば、宿泊所、従業員の詰め所、番小屋、監視所などで、番人、管理用務員などのほかに事務員を配置しない場合があります。

●原則として、2~3ヵ月程度の一時的な事業用に供される現場事務所や仮小屋などは事業所等に該当しません。

したがって、1つの事業所を本店とは別の場所に構えている場合でも、本店があくまでも登記上のみの扱いで、常駐の従業員がおらず、営業活動を行っていないのであれば、本店が事業所等に該当しません。よって、この場合は事業所が分割法人に該当しないので、法人税は本店所在地に、地方税は事業所の所在地に申告・納税すればいいことになります。

分割法人では「均等割」が加算される!

分割法人の場合には、会社全体の地方税を、関係する各地方団体に按分する必要があります。納付する「所得にかかる地方税」自体の合計金額は変わりません。しかし「均等割」という税金が事業所のある地方団体ごとに加算されます。

では、「常駐する従業員がアルバイト1人程度ならば、人的設備に該当しないようにできるのでは」と考えてしまいがちですが、そうはいきません。たとえば、現地スタッフの応募広告等を出すなど、採用に関する証拠が残れば、地方団体のチェックが入り、均等割を求められることがあるでしょう。

詳しいことは会計事務所にお問い合わせください。



45.5%の企業が「必要」と回答 外国人労働者の雇用は、 今後増えていく!?

現代の中小企業は深刻な人材不足です。今後、中小企業でも、外国人労働者を雇用する機会が増えていくことが予想されます。外国人を雇用すると、どんなメリットが期待できるのでしょうか。また、雇用する際に気を付けるべきこととは何でしょうか？

外国人雇用のメリット

外国人労働者を雇うにあたって、真っ先に考えられるメリットは「労働力としては比較的安価なこと」が挙げられます。条件が芳しくなく、日本人ではなかなか応募が来ない求人でも、外国人が応募してきて、労働力を支えているケースがあります。人材不足の中小企業にとっては、心強い存在です。

また、異文化で育ったことから、日本人にはない発想を伝えてくれることもあるでしょう。現在、中小企業では生き残りをかけて、新しいものを生み出す力が求められています。それには多様な人材が不可欠なのです。

外国人を雇用する際の留意点

しかし、実際に外国人を採用するとなると、さまざまな留意点があります。

まず、外国人を雇用する際には、その者が適法に在留し、就労できるかを、必ず書面で確認する必要があります。パスポート、ビザ、外国人登録証明書、在留資格認定証明書、就労資格証明書、資格外活動許可書などの書面で直接確かめましょう。

合法的に就労活動が認められている外国人労働者については、労働基準法をはじめとした日本の労働関係法規のほとんどが適用されますので、注意してください。

雇用外国人とのコミュニケーションを円滑にするには

文化や習慣、宗教観の違いから、日本人の常識が外国人にとっても常識だとは限りません。採用

後のコミュニケーションは、以下の点に気を付けましょう。

- 就業時間と時間外の区別を明確にする
- 合意内容は口頭だけでなく文書に記録しておく
- 指示、命令、伝達内容をあいまいにせず、具体的かつ明確に行う
- 会社側からの「イエス」「ノー」を明確に主張する
- 自己の能力や適性を強く主張する傾向にあるので、その根拠をしっかりと確認する

中小企業における外国人雇用の今後

日本商工会議所は昨年末、中小企業の「外国人材受け入れ」に対する意識調査結果を発表しました。外国人材の受け入れ促進が「必要」と回答した企業は45.5%と、半数近くを占めました。多くの中小企業が、外国人材の受け入れに対して前向きになっていることが読み取れます。

今後は中小企業でも、外国人の雇用が進むことでしょう。日本人とは異なる配慮と準備を心掛ければ、会社に役立つ人材が採用できる可能性があります。人手不足に悩まれている経営者の方は、一度検討してみてはいかがでしょうか。

